

## 明治以降における村落と

## 入会林野の近代化について

浜 谷 正 人

はじめに—政治・村落・入会林野—

入会林野をめぐる農民間の空間関係をその存在様式の点からみると一村入会と数村入会の二つに大別できる。本稿は数村入会林野関係を対象を限定し、その明治初頭から今日にいたる再編・解体の過程を村落構造の地的変化と関連させながら通史的に整理したものである。入会林野の歴史的变化に関しては今日までに龐大な研究業積が蓄積されており、又その内には数村入会の再編・解体に係る研究も少なくない<sup>(1)</sup>。にもかかわらず本稿で数村入会をとりあげるのには次のような理由によつてゐる。

従来の入会研究では一村入会と数村入会とは明確に区別されず、従つて数村入会を意識的・体系的に扱うことも概して稀であつた<sup>(2)</sup>。数村入会は複数のムラが一つの林野を共同で利用する関係であり、入会集団は独立した自治集団たるムラの連合体であるので林野をめぐる関係は一村入会とは多少異なつた特質を孕んでくる。そのため数村入会の再編・解体の要因や形態も一村入会と違つたものになる。このような観点から数村入会の再編・解体過程を整理しておく必要があるように思われる。他の理由は村落地理学内部の問題である。数村入会関係は村落(ムラ)間にわたる伝統的な空間関

係であつて村落社会の広域的なテリトリ(Territory)の一つであつた。しかも、明治初頭以来、初めてドラステイクな再編・解体過程をたどつた。この意味で、村落構造の地的変化を扱う場合には数村入会を是非とも考察しておかねばならない<sup>(3)</sup>。

入会林野の歴史的变化に関する諸研究によれば、近世末・明治初頭においてなお一般的な形態であつた数村入会は近代に入つて激しく再編・解体されていつた。その結果、今日では数村入会は絶対的には勿論、相対的にも著しく限られたものとなつた。明治以降において数村入会が一村入会へ分割されたり、入会権が解消されたりしたのは、この関係がすぐれて前近代的な特質をもつた空間関係であつたために近代的な政治・経済・社会構造に不適應であつたからに違いない。この点の解明が本稿の一つのテーマになる。

ところで数村入会の再編・解体を惹起した要因は多様であるが、次の二群に大別できる。その一つは村落内外の経済的・社会的な構造変化、いわば自成的な要因であり、他は政府・地方自治体によつて実施された諸政策(政治的要因)である。これら二つの要因は相互规定的な構造連関をもつて数村入会の再編・解体を招来させるのであるから、両要因は常に総合的に考察しなければ現実の再編・解体過程は解明できない。しかし、研究作業としては両要因を一応区別して考へておくことも可能であり、又必要でもある。本稿は政治的要因を対象を限定してみた。明治初頭から今日までいかなる政治的要因が数村入会の再編・解体を招来させたか<sup>(5)</sup>、その空間的メカニズムはどのようなものであつたか、これをいくつかの具体的な事例に則して概観してみたい。

## 一、地租改正事業による近代的林野所有権の確立

数村入会林野關係に直接・間接の作用を与えた最初の主な政治的要因は地租改正・官民有区分事業であつた。林野の近代的所有権の確立は明治五年の公有地地券(壬申地券)の交付に始まり、官民有区分・地租改正(明治九年一四年)によつて一応終る。この事業の過程で数村入会林野は民有地と官有地(国有地)に分属せしめられ、それぞれ異なつた再編・解体の過程に入る。

民有地に認定された数村入会林野は全村共有・一村所有(他村入会)あるいは代表者・記名共有等多様な名義で地券を受けたが、多くの場合には地券交付後も旧来の数村入会關係、ムラ連合秩序をそのまま維持したようである。しかし、形式的には数村入会であつても実質的な分割利用がある程度進行している場合には、入会村々で示談の上、村・ムラ間に林野を分割して地券交付する方針が行政庁によつて採用されたこともあつて、地券交付に際して旧来の数村入会が解体(一村入会化)した例は少なくない。地租改正にあたり旧来の村(行政村)持ち林野を分割して村内各最寄り部落住民の記名共有した例(福島県)<sup>⑥</sup>、あるいはやはり村持ち林野を従前の利用区分に基づいて各字(小部落)ごとに分割した例(岐阜県)<sup>⑦</sup>などがある。この二例ともいわゆる一村多集落型の村であり、しかも小集落(最寄り部落・字)の自律性がかなり強く、いわゆる須恵村型<sup>⑧</sup>に近い村落類型の村であることが興味深い。入会林野の分割が村内小集落の自治機能の自律化を促進することは言うまでもない。地租改正を契機にして当時な部分的に残されていた二カ村入会を解消してほぼ完全な一村入会に移した例(大阪府)<sup>⑨</sup>もある。この例では地盤は全

村(六カ村)の共有が維持されているが、実質的な入会關係は清算されている。

地租改正・地券交付を契機にして入会村々の間に多くの山論が噴出したことは周知のことであるが、この山論の結果として数村入会が一村入会へ移行したり、入会關係が解消された例も少なくない。地租改正は従来曖昧であつた地盤所有権や入会利用の権限の差等を明確化・固定化するばかりでなく入会林野をめぐるムラ連合秩序の再編成、殊に不平等秩序の拡大再編成を招来させるからである。秋田県の例<sup>⑩</sup>は二カ村で地元・入会を争い、結局この山論の収拾策として地盤を二分割して入会關係を解消している。地租改正で一村所有他村入会關係が確定・成立することも多く、ために村々間に山論が発生したり、地盤所有の村や地元村が林野を専断・独占する筆に出たために山論にいたつた例は実にも多い。数村入会の村々は単一の林野利用によつて結ばれた一つの生活共同体としての性格をもつけれども、その内部は競合と敵対の關係にあるムラの連合体である。地租改正が後者の特質を顕在化したのである。入会権限の差等をめぐる長期の訴訟の過程で入会権限の劣つた村々が入会権を放棄して集団から離脱してしまふ例(福島県)<sup>⑪</sup>もみられる。この例は明治中期に屬するけれども山論の遠因は地租改正にあつたと思われる。

## 二、国有林野經營の進展

明治十年前後の官民有区分によつて官有化された入会林野が、官(国)有林野經營の進展にともなつてドラスティックな再編・解体をこうむつたことについては既に龐大な調査研究がある。本項では国

有地（官有地・御料林等を含む）上の数村入会に限ってその再編・解体の特質を整理してみる。

国有地上の入会権は明治前期にはほとんども従前通り容認されたと言われるが、数村入会林野の場合には官没直後から種々の改編をうけていたようである。秋田県仙北郡の例<sup>⑬</sup>は官没直後の明治十三年に村ごとに入会区域が画定されて従前の数村入会関係が早くも解体（一村入会）している。又、熊本県阿蘇郡の例では官有地上の入会林野に明確な村界が確定されて原野使用区域の再編成が行なわれたために、藩政時代の数村入会はしだいに一村入会に縮小分割していった<sup>⑭</sup>。この時期の数村入会林野の再編は法形式をととのえるために村（旧藩政村）が単位にとられるのが一般的であつたようであり、従つて数村入会関係は村レベルに分割縮小したと言えるようである。もし村内に自律性の強い小集落がある場合―国有林地帯Ⅱ山村では一般的にみられるが―には山レベルの数村（小集落）入会関係は残されたようである。小集落単位での分割が行なわれるのは明治中期以降のようである。これについては後に再説する。

国有林野経営の進行に伴つて国有地上の入会権がしだいに禁圧・排除され、数村入会が文字通り解体していく例は枚挙にいとまがない。今日、広大な国有林に囲まれた山村地帯に数村入会関係が概して稀な理由の一半はこれであろう。

政府による森林資源の保護・培養政策の進行に伴つて国有地上の入会権は旧慣特売制度、委託林、部分林、貸付け制度等に形態転化させられていく。これらいわゆる地元利用施設が設定される場合、旧来の数村（ムラ・部落）入会関係の縮小分割の程度はより顕著で

ある。国有地上の数村（部落）の入会林野が旧慣特売・委託林制度の導入以後は村（部落）ごとに明確に分割された例が多い。地元利用施設の利用主体として各種の集団（山林愛護組合・製炭組合など）が組織されるが、その集団も村（大字）を越えることはなく、村（大字）あるいは大字内の小集落（又は二つ三の小集落）に限定されるのが一般的である。国有地上の入会（その転化形態）関係は極めて狭域化していくと言える。

このように地元利用施設の利用集団が小集落かせいぜい大字レベルで組織されるのは、国有林野の円滑な保護・育成のためには内部統制力が脆弱なムラ連合体よりも共同体的規制が強固なムラがより相応しいと考えられたからに違いない。ムラのもつ共同体的な内部統制秩序を利用して国有林野の保護・育成をはかつたと言えようが、このような政策がムラの共同体的秩序を補強することにもなる。数村入会林野の官没―地元利用施設の設置という政策によつて大字やムラ連合体の自治機能が低下していく一方で、大字内の小集落の自律化―国家の統制下ではあるが―が進行していく、その村落構造変化のメカニズムに注目したい。

### 三、国有林野の下戻し・払下げ政策

官・国有林野の払下げ・下戻しは官没直後から行なわれたが、本格化するのは明治三十二年以降である。この払下げ・下戻しを契機にして数村入会が再編・解体した例は多い。秋田県仙北郡の例では明治三十八年の国有林払下げに際して入会村々（大字・部落）協議の上、各村の入会鎌数に応じて出金し、買取後は分割して各部落の

共有地に組み込んでいる。このような例は他地方にも多くみられたと思われるが、官有化―払下げ政策を通じて数村入会関係が一村入会に転化していくメカニズムは興味深い。このように払下げに際して数村入会林野が村々に分割されたのは、この払下げを機会に従来のわずらわしい数村入会関係を清算したいという要望が強く働いたからであろう。更にまた、林野の払下げによって部落有財産を補充してムラの共同体的秩序―それは当時、商品経済化や農民層分解により急速に弛緩・空洞化しつつあったが―を維持・強化したいという要請―殊にムラに基盤を置く中小地主や自作上層の要請―にも合致するものであったと言えよう。この時期において部落有財産の造成に努めるムラが少なくないが、国有林野の払下げをその一環に位置づけることが可能のようである。

下戻しが入会集団の一部(部落)に行なわれたために入会村々間に山論を生じ、その收拾策として当該林野の入会関係を調整解消して一村入会へ転ずる例も散見する。又、下戻し訴訟に多額の費用を要したためにせつかく下戻しされた林野を個人や各部落に売却して入会林野が著しく減少したり一村入会が造られたという例もある。払下げ以前は二十六カ村(大字)が共同で利用(草払下げ)してきた国有林野が払下げられた後、払下げ代金支払者に使用権が限定され、入会林野をめぐる関係がムラ―林野―ムラから個人(使用権所持者)―林野―個人(同上)へと変質した例(山形県庄内地方)もある。

市町村名義で下戻し・払下げられた林野(公有林野)が市町村の基本財産にそのまま組込まれたり、市町村下部の大字や部落等に貸

付け・譲与・再払下げなどの形で分割再配分されることもしばしば見られる。これらの林野は官没後に於て入会権が空洞化・解体していた林野と思われるが、官没―(入会権の解体)―払下げ・下戻しを通じて入会林野が市町村や大字・部落に再配分されたメカニズムに注目したい。殊に公有林野の分割再配分が市町村内のどのレベルの地域集団に対して行なわれるかという問題は村落地理学にとって興味深い問題である。分割再配分の地域レベルは当時の村落構造を反映して地方差をもつとともに市町村当局の政策的意図―どのレベルの地域集団を市町村の下部末端機構として保護・育成していくか―をも強く反映して市町村によっても差違をもっているからである。公有林野の分割再配分の地域レベルは大字(旧村)内の小集落あるいは二〜三の小集落が多いようであるが、小学校の通学区が採られた例(岩手県上閉伊郡)もある。これらの林野が部落有財産的な機能を持って当該地域集団の共同体的秩序や自治機能を維持・醸成していくだろうことは言うまでもなからう。入会林野の解体・再編成によって村落構造、ことにムラの地域レベルが再編されていくのである。

#### 四、地方自治制度の再編・確立

明治初頭からの地方自治体の性格変化や行政区画(形式地域)の再編も数村入会関係の政治的変化要因となった。明治二十一年の市制町村制の公布前における地方自治制度の諸変革を直接の要因にして数村入会関係が再編・解体した事例は目下のところ未見である。ただこの時期に、従来不明確であった林野の村境確定や飛地の整理

が実施された結果、地元・入会が新しく生じ、村々間に山論が惹起されることが多かった。新しく設定された村境を目やすにして官有林がその地籍の村に下戻しされたために入会村との間に山論を生じ、その收拾策として入会関係が整理されて二カ村（大字）入会関係が切断された例（山形県北村山郡）もみられる。<sup>15</sup>又、この時期に合併した村が再合併（明治二十二年）で大字になり、後の国・公有林野の下戻しあるいは譲与の単位にされた例も散見される。一村多集落型の旧村や人口規模の著しく小さな旧村の場合には市町村の下部末端機構として合併村（のち大字）が位置づけられて、その保護・育成が講じられたのであろう。市町村の主導の下に合併村（大字）の自治機能が補強されて、やがて入会林野の管理主体に転化していく例もある。これらの場合には入会関係が旧村・小集落から大字（複数旧村）へとむしろ拡大する可能性がある。

明治二十一年の市制町村制に基づいて成立した市町村（いわゆる明治行政村）が擬制的公法人としての性格を持ち、住民自身（生活共同体）とは独立した組織体であることは周知のことである。このような性格転化は合併村と未合併村（旧村）とで本質的な差異はなからう。ただ、入会林野のその後の再編・解体の程度や様相は両村で多少違ったものになると想像されるが、この仮説を十分に検討する事例は未だ集めていない。明治行政村の成立時に村境を明解にする必要から二カ村にわたる数村（大字）入会関係を解消した例もある。<sup>21</sup>擬制的公法人としての明治行政村の確立と入会林野を「市町村の一部」がもつ公共財産とみる、いわゆる公権論的イデオロギーとがやがて結びついて、政府・府県・郡・市町村などによる入会林野の

管理統制がしだいに強化されていく。殊に数村入会林野の場合、その集団規模も大きくテリトリーも概して広域にわたるので公的性格を強く持つている。又、入会村々は常にチェック・アンド・バランスの關係にあつて内部統制力が脆弱な場合が多いので政府や地方自治体の干渉・統制を容易にする。山論收拾を名目にして県・郡・町村の指導で数村入会関係が分割されるのはこのためであるし、後にみるように部落有財産の整理・統合事業に際して数村入会林野が優先的に統合された理由の一半もこれである。更に数村入会林野はムラ間の競争的な乱採・乱伐のために荒廃化したり、林野利用をめぐる利害が一致しにくいので高度利用（例・植林）が進みにくいという特質をもつ。この点で森林資源の保護・育成を進める地方自治体の方針にそぐわないので種々の干渉・統制を受けることになる。林野の高度利用を名目にして入会村々の入会権が強制的に解消させられたり、大字・部落へ分割されるのはこのためである。

近世以来の独立村（藩政村||明治行政村）の多くは村持林野（もと民有、のち公有）をもっているが、その一部を村内の部落・区などに分割貸与したり払下げる例も少なくない。長野県上高井郡の例では明治三十八年に村内二十二の区に村有林の一部を分割貸与して区の管理にゆだねている。市町村有林野を自治体内部の諸集団に分割貸与・払下げする政策は大正から昭和（戦前）にかけて普遍的に行なわれるけれども、独立村の場合にはその時期がいく分早いように思われる。その理由は独立村の場合には村の性格転化（いわゆる実在的総合人から擬制的公法人へ）に伴って村持林野の官僚的統制がより速かに貫徹したからではないかと思われる。しかし、これを

村落構成の点からみれば、この種の村は一村多集落型の村が多く、もともと自治機能が村と村内小集落の双方に兼有されていて小集落の自治機能が不明確かつ脆弱な場合が多い。それだけ村の行財政の確立のためには末端下部機能の整備・育成の必要性が高くなり、その手段として村持ち林野の分割貸与・払下げが行なわれたものと思われる。又、村レベルの数村（小集落）入会林野を一村入会に替えることによつて林野の高度利用も進むだろうし、貸付料や売却代金が村に入るので自治体の財政力―独立村は概して脆弱であつたと思われる―の補充にもなる。このような理由で独立村では公有林野の分割が積極的に実施されたものと思われる。なお、一村多集落型の旧村（大字）では大字所有（保有）の林野の一部が大字内の小集落に分割貸与されることもある。<sup>23</sup>かくて村（大字）内の小集落は一村入会と村（大字）レベルの数村入会林野の二つをもつことになつた。小集落が単独の入会林野を所有（保有）して漸次ムラの機能を具有していったり、ムラの外観を呈したりするので農業集落（農林省）がこの小集落に比定されて数村（農業集落）入会関係が異状に増加したのである。<sup>24</sup>

市町村を越える広域な数村入会林野の場合には市制町村制に基づいて一部事務組合が組織されるが、この場合には市町村の干渉・統制はより強く作用するようと思われる。組合有林野の管理・利用がムラ連合体からしだいに遊離して市町村連合体に移行する可能性が強いようである。市町村当局や議会の主導で組合有林野の一部が関係市町村の学校基本財産に組み込まれたり、造林事業が半強制的に進められて入会権利者の利用がしだいに禁圧・排除されていくことが

多い。滋賀県蒲生郡の例<sup>25</sup>では町村合併直後に一町二カ村からなる一部事務組合がつけられたが、組合成立後は全林野を直轄造林するたに自由な入会を禁止してしまつた。数村入会林野が一部事務組合有に転化されることによつて林野をめぐるムラ連合体が空洞化・抽象化していくメカニズムに注目したい。

##### 五、部落有財産の整理・統一事業

いわゆる部落有財産の整理・統一事業は市町村の財政力強化・政治的統一による地方自治制度の育成・強化という目的と森林資源の保護・育成という目的を達成する手段として実施された事業であり、明治四十三年から昭和十四年まで長期間にわたつて全国の市町村で行なわれた。この事業による数村入会林野の再編・解体は相当に激しいものであつた。入会林野の統一、市町村への所有権移転は一村入会の林野よりも数村入会林野が優先されたようだし、<sup>26</sup>その統一もいわゆる無条件統一（入会権解消、市町村の直轄地化）が多いようである。数村入会林野は概して奥山に位置しているために未利用化が進んでいたり、ムラ間の競争的な乱採・乱伐で荒廃化も激しいので利用価値が相対的に低かつたからと思われる。荒廃林野の保護・育成を名目にして市町村・郡・府県が数村入会林野の入会権解消・統一を推進することが多いのはこのためである。<sup>26</sup>又、数村入会関係は敵対関係を内蔵するムラ連合体であるから内部統制力が概して脆弱であることも統一事業を容易に運ばせてしまつたと言える。

市町村にまたがる数村入会林野の場合には統一の準備作業として各市町村の関係部落を一グループにして地盤を分割し、しかる後に

該当林野を統一したようである。この場合、無条件統一であれば広域な数村入会関係が解体してしまうことは勿論であるが、条件付統一の場合でも旧来の数十カ村（ムラ）に及んだ入会関係が一市町村内の数カ村の關係に縮小分割されることになる。村々の入会關係が複雑しているために地盤の分割が困難な場合には各部落の持分が便宜的に確定されて各市町村へ統一（持分の移譲）されることもあった。この場合には一部事務組合は残るけれども、統一後は市町村の管理・統制一殊に造林事業の進行が強化されて各部落の持分権は単なる収益配分請求権に転化して、入会林野をめぐるムラ間の直接的・自主的な組織關係は空洞化・解体していく。このような経過を経て、明治末になお全国的に数多く存在していた数村入会關係はしだいに解体していったのである。

部落有財産の整理・統一事業で公有化した林野、殊に無条件統一林野の一部は市町村下部の地域集団に貸付けられたり譲与されて小地域集団の管理・利用にゆだねられている。先の例（東京都青梅市）では統一林野（旧数村入会）の育成のために各部落（大字）の管理区域が設定されて各部落住民の手で造林事業が推進されている。公有林野が部落単位に組織された営林組合等にゆだねられて分収造林が進められる例も多い。このような市町村有林野の再配分の対象は当時の実質的なムラ（大字（旧村））の場合もあるが大字内の小集落が多い一であったろうことは言うまでもない。公有林野の安価な撫育・造林の荷手としてはムラ共同体が最も相応しい集団であったからであろうが、それによつて市町村下部の末端機構（行政部落・区）を補強して市町村行財政の基盤を強化したことも事実であろう。

統一林野の貸付け・譲与等は明治前期の合併村（現大字）や官製の諸集団（青年団・婦人会など）に対しても行なわれた。統一―再配分の過程を通して村落構造が市町村の主導の下に再編成されていくメカニズムに注目したい。この場合にも、再配分の対象集団がどこに置かれるかは地方の村落構造や市町村当局の政策的意図―村落構造に規定されるが、独立変数的側面もある―を反映して地方あるいは市町村ごとに多様である。なお、市町村有林野―下戻し・払下げ・統一・売却等によつて生じた林野―の再配分は地方改良運動、経済更正運動、皇国農村建設などの諸政策とも密接に關係していると思われるが今は事例が十分でない。その説明は他日に期したい。

#### 六、第二次大戦後における政治的諸要因

前章までに概観したように明治初頭から昭和戦前期にかけて数村入会は急激に解体あるいは一村入会へと再編成されてきたのであるが、なお数多くの数村入会が残存していたようである。これらは大戦直後から再び解体・再編の道をたどる。この時期の考察は歴史地理学の研究対象からやゝはずれるものと思われるが、主要な政治的要因に限って概観しておきたい。

第二次大戦後から今日まで数村入会の再編成を招来した主な政治的要因は四つあったと思われる。その一つは自作農創設・食糧増産政策の一環として行なわれた未墾地・原野の解放であり、国・公・私有の林野が自作農民・開拓農民等に解放された。この解放によつて数村入会が解体・再編された例がある。国有地上の数村入会（旧慣使用）林野が一部落あるいは二―三部落で組織された牧野農協・

開拓農協等に分割解放されて一村入会に移行することもあった<sup>(29)</sup>。

入会林野の再編に影響した第二の政治的要因は国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年）であり、同法に基いて不要存置の国有林―入会権は解消又は形態転化していたろうが―が地元部落や市町村に払下げられた。同法に基づく払下げによって数村入会が解体した例は未見であるが、この払下げも戦前と同様に地元部落への分割払下げ主義が採られたようであり、国有林地帯の小集落が小規模な入会林野を所有するにいたった。市町村へ払下げられた林野の多くは市町村内の部落―概して大字内の小集落が多いが―ごとくに組織された生産森林組合等へ再配分されていく例（山形県最上町）も多い。この政策が昭和三十年後の高度成長下で益々脆弱化していった山村農家の経済力の補充と、空洞化の道を歩むムラ共同体の維持・補強を目的に行なわれた政策であることは指摘するまでもなからう。

大戦直後から昭和三十年代前半にかけて地方自治制度の諸変革―地方自治法の制定・改正、町村合併促進法（昭和二十八年）―、新市町村建設促進法（同三十一年）等による変革―が行なわれたが、これも入会関係に再編的作用を与えた。戦前に成立した市町村有林野は昭和二十年代前半に於ても関係部落や個人に払下げ・譲与・返還されていたが、三十年前後の市町村合併はそれを促進したのである。ただ、この時期の払下げ・譲与・返還に際して公有地上の数村入会が再編・解体した例は未見である。やゝ特異なケースに属するかもしれないが、市町村の合併後（昭和三十四年）に一部事務組合有の林野を各新市町村に配分統一（地盤分割・所有権移転）して旧来の入会権を一挙に消滅させた例<sup>(30)</sup>（福島県信達地方）もある。膨張する

市町村財政を補充するためであり、又単一市町村の統一的管理の下に林野を置くためであったとされる。数村入会林野に対する市町村の干渉・統制力は合併後にむしろ強化された感が強い。合併に際して市町村が採った公有林野の処理方法は、公有林野の歴史的性格や利用形態によつて左右されるとともに旧市町村当局の政策的意図によつても大きく違つてくる。同一地方の隣接市町村間で公有林野の処理、従つて入会関係が著しく相違するのはこのために他ならない。

旧市町村有林野の処理方法として新しく財産区（特別地方公共団体）を組織し、それに公有林野を引継ぐことが一般的に行なわれた。このような所有・管理主体の変更にともなつて数村入会関係が再編された具体的事例も目下未見である。ただ、一部事務組合を組織していた旧町村が一つの市に合併された際、旧来の組合有林野を分割して各財産区の管理にゆだねた例（山形県置賜地方）<sup>(32)</sup>がある。広域合併が一つの契機になつて旧村（明治行政村）を越えて広がつていた数村入会関係が、財産区（旧村および大字）へと縮小分解した例である。旧市町村有あるいは組合有の林野が財産区に移管された場合、入会林野の私権的性格が強化され、ムラあるいはムラ連合体の実質的林野支配が強まったかどうか、この点は議論の余地があるようである。ただ、数村入会林野（形式財産区有実質数部落入会の林野）に限つてみれば、前述したような諸特質のために公権的イデオロギーに基く統制・支配が継続・強化され、入会林野をめぐるムラ連合体の実質性は空洞化・抽象化していくようである。区有名義の数村入会林野から得られる収益が市町村の主導の下に旧市町村レベル（非権利部落を含む）の公共福祉事業（学校・道路の建設・維

持、消防施設・集会所の整備など)に充当されることが多い。財産区有林野における入会権の拡散的空洞化の程度は一村入会より数村入会により顕著であろうと思われる。財産区を廃して数村入会林野を総て私有化した事例(滋賀県蒲生郡)<sup>(33)</sup>もあるが、それは区有林野の権利確保に不安が感じられたからであるという。合併時に財産区を設けなくて旧公有林を私・公法人に引き継ぐ例<sup>(34)</sup>が散見されるが、そうする理由も同様のものと言えよう。

入会林野関係に大きな影響を与えた第四の要因は、いわゆる入会林野近代化法(昭和四十一年)である。同法は入会林野の高度利用を計るために、その障害要因の一つである複雑かつ曖昧な入会関係を近代化させる法律である。同法の適用によって入会林野の私有化が促進されたが、私有化後は名実ともに個別利用へ移行する場合と生産森林組合や農事組合法人等の組織で集団的な林野経営を行なう場合がある。前出の滋賀県の事例<sup>(33)</sup>(区有の数村入会林野)では林野の各筆ごとに全権利者を登記した後、その経営を生産森林組合にゆだねている。個別経営化する場合は勿論のこと組合・法人経営へ移行するばあいも林野をめぐる関係は個人―林野という原始的關係が基礎になっており、本項で扱った数村入会関係、ムラー林野―ムラという共同体的・集団的關係とは本質的に異なる。ただ、このような関係の変質がどのような空間関係の変化を通じて現実化するか、これを解明する具体的事例は不十分である。

結びに代えて

明治初頭から今日まで村落構造の地域的变化を跡づけてみると、<sup>(35)</sup>村落構造の改編に政治が大きな役割を演じていることがわかる。地

理学では政治と村落の関係を形式地域と実質地域の関係として扱うことが多かった。ただ、政治は複雑多様であって単なる形式地域の概念では包摂できない。このような問題を入会林野を事例にとつて解こうとしたのが本稿に他ならない。しかし、集めた事例は極めて不足しているし、扱った政治的要因もはなはだ限られている。予測と仮説に満ちた粗いスケッチに終始してしまつた感が深い。ただ村落地理学の回顧と展望の役割は多少とも果たしたものと思われる。各地方の具体的事例に精通しておられる先輩諸兄の御批判・御教示を得たいものである。(山形大学教養部)

(注)

(1) 数村入会の再編・解体事例は次の著作に豊富に見出せる。原田敏丸『近世入会制度解体過程の研究』塙書房 一九六九。川島武宜他編『入会権の解体Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』岩波書店、一九五九。一九六一、一九六八。渡辺洋三他編『林野入会権の本質と様相』東京大学出版会、一九六六、など。

(2) 数村入会の特質を意図的に解明しようとした著作は次のようなものである。中田董『村及び入会の研究』岩波書店、一九四九、一七八―二五三頁。我能通孝『入会の研究』日本評論社、一九四三、二三〇―二六七頁。西川善介『林野所有の形成と村落の構造』御茶の水書房、一九五七。

(3) 数村入会の再編・解体に関する歴史地理学的な研究が最近いくつか出されている。野崎清孝「入会林野と山郷集団」『奈良大学紀要』三、一九七一。山岡義昭「入会地の解体に関する歴

史地理学的研究」『人文地理』二九一三、一九七三。西田彦一「津田入会山の解体過程」藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理研究と都市研究』大明堂、一九七八。

- (4) 数村入会を全国的に調査した資料は昭和三十年と四十五年の農業集落調査(農林省)しかないので時間的な比較考察は不可能である。昭和三十年の調査(1/5標本調査)では数村入会(農業集落の範囲をこえた入会関係)は全入会林野の三七・九%と多いが、大字の範囲を越えるのは五・七%と少ない。農業集落研究会編『日本の農業集落』農林統計協会、一九七七、九六頁参照。昭和四十五年の調査では数村入会林野をもつ農業集落は入会林野をもつ農業集落の四四・六%に及ぶ。このように高い数値になった理由の一つは、大字(旧藩政村)内の小集落を農業集落に設定したためと思われる。農林省統計調査部『一九七〇年世界農業センサス・農業集落調査報告書』農林統計協会、一九七二、六〇頁参照。大字(旧村)を単位にしてみれば数村入会は今日極めて稀になったと一応言つてよからう。
- (5) 入会林野の再編・解体を招来させた政治的要因については川島武宜他編『前掲書・Ⅲ』(注1)の他、古島敏雄編『日本林野制度の研究』東京大学出版会、一九五五に詳しい。
- (6) 福島正夫他編『昭和五年全国山林原野入会慣行調査資料』第六卷、三四七頁。
- (7) 我能通孝『前掲書』、二四三頁。
- (8) 拙稿「村とムラの地域史論」『山形大学紀要(社会科学)』八一二、一九七八。

(9) 西田彦一「前掲論文」

- (10) 高木健治『白岩村郷土史』一九三一、七七頁。
- (11) 福島正夫他編『前掲書』第六卷、三九〇―三九六頁。
- (12) 高木健治『前掲書』、七七―七八頁。
- (13) 武井正臣『日本近代化法と「村」の解体』法律文化社、一九六五、一四二―一四三頁。
- (14) 川島武宜他編『前掲書・Ⅱ』、四六一―七四頁。
- (15) 天童市史編さん委員会編『山口村・田麦野村明治期山論資料』天童市、一九七六。
- (16) 川島武宜他編『前掲書・Ⅰ』三四八―三六一頁。
- (17) 福島正夫他編『前掲書』第六卷、一五六―一六八頁。
- (18) 福島正夫他編『前掲書』第六卷、一八五―一八六頁。
- (19) 森島允子「丹波農山村における地域組織」『人文地理』二五―一、一九七三。川島武宜他編『前掲書・Ⅰ』一六〇―二四二頁。
- (20) 九州大学農学部農業経済学教室『牧野をめぐる農村の社会経済構造』一九五七、九三―一八二頁。
- (21) 筒井泰蔵「小野川・本谷・園原共有山史」共有山史刊行委員会、一九六一、二〇二―二〇四頁。
- (22) 原田敏丸『前掲書』三一―三三五頁。
- (23) 塩谷勉『部分林制度の史的的研究』林野共済会、一九五九、五八七頁。
- (24) 黒木三郎『現代農業法と入会権の近代化』敬文堂、一九七一、一二八頁。

- (25) 渡辺洋三編著『入会と財産区』頸草書房、一九七四、三四五頁。
- (26) 川島武宜他編『前掲書・I』三一―三二―三三五頁。
- (27) 川島武宜他編『前掲書・I』二四三―二七七頁。
- (28) 潮見俊隆『山村社会の構造』林野庁、一九六二、三三二頁。
- (29) 筒井迪夫『林野共同体の研究』農林出版、一九七三、三九頁。川島武宜他編『前掲書・I』七八頁。
- (30) 草地改良投資調査委員会『草地改良における入会権の解体過程』一九六九、二一八―二五二頁。
- (31) 勝目忍『九重山地域における入会林野解体過程』織田武雄先生退官記念事業会編『人文地理学論叢』柳原書店、一九七一。島恭彦『町村合併と農村の変貌』有斐閣、一九五八。
- (32) 沖鄉村史編纂委員会『沖鄉村史』一九七三、二五二―二五七頁。
- (33) 黒木三郎『前掲書』一二八―一三〇頁。
- (34) 渡辺洋三他編『前掲書』(注1)、四二七―四五四頁。
- (35) 拙稿「前掲論文」(注8)。拙稿「近代日本の地域的変容」『人文地理』二八―五、一九七六。同「農村における形式地域と実質地域」『山形大学紀要(社会科学)』七一―二、一九七七。

On the modernization of rural settlements and villages-holding forests and fields after Meiji Era

by Masato Hamatani

At the beginning of Meiji Era, there had been numerous forests and fields which were held and/or used in common by several villages (Muras). Peasant farmers belonged to these villages had gained grasses, forewoods and timbers from them according to a rule. As the result of co-operation their forests and fields, these villages had tightly entered into a relation.

But, from the beginning of Meiji Era, the greater of the forests and fields have been gone out of existence and taken up to pieces by the policies of the Central and Local Governments. The policies were as follows: (1) the land taxation revision, (2) the afforestation on the national forest land by the Central Government, (3) the disposal of national forests and fields to individual, village and the Local Government, (4) the reorganization of the Local Government System, (5) the transfer of the ownership from villages to the Local Government, (6) other many policies after the World War II.

These policies have caused the villages-holding forests and fields to lapse and take up to pieces. Many villages have lost their common properties. Thus, it has been in general that one village holds small forests and fields. As the result of the reform, the relationships between villages have rapidly disappeared.